⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑻　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすこと。
⑼　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒189―0002 東京都東村山市青葉町４―２―１　国立感染症研究所ハンセン病研究センター庶務課庶務係　電話042―391―8211
⑵　入札書の受領期限　令和６年１月31日10時00分
⑶　開札の日時及び場所　令和６年１月31日14時30分　国立感染症研究所ハンセン病研究センター会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて別に定める暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yanagisawa Tokuzo, Chief of Administration Bureau, Leprosy Research Center, National Institute of Infectious Diseases
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in Leprosy Reserach Center, National Institute of Infectious Diseases contract 446kW. The estimated electricity 2,530,930kWh
⑷　Delivery period : From 1 April 2024 through 31 March 2025
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B, C or D on “sale of products” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024
④　prove to have no false statement in tendering documents
⑤　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑥　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 2, section 2 of the Electricity Utilities Industry Law
⑦　fulfill the requirement Mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 gas
⑧　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑨　Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑺　Time-limit for tender : 10 : 00 am, 31 January, 2024
⑻　Opening of Tenders Contact point, date and time for the notice : Lecture room, Leprosy Recerach Center, National Institute of Infectious Diseases, 4―2―1 Aoba-cyo, Higashimurayama-shi, Tokyo 189―0002, Japan TEL 042―391―8211　2 : 30 pm, 31 January, 2024
⑼　Others
①　Language : Japanese
②　Current money : Japanese yen

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月11日
支出負担行為担当官
岩手労働局総務部長　大橋　泰之
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　03
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　調達件名及び数量　令和６年度岩手労働局管内７官署及び花巻合同庁舎清掃業務一式
⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期間　令和６年４月１日～令和７年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指示する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。なお落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（課税事業者の場合は消費税額等を含めた価格）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑷　経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者で、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑸　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
⑹　令和４・５・６年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級のいずれかの等級に格付けされる者であること。
⑺　社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の制度が適用される者にあっては、これに加入し、該当する制度の直近２年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は２保険年度）の保険料の滞納がないこと。
⑻　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。